

## [事案 2024-223] 転換契約取消等請求

・令和7年6月25日 裁定終了

### <事案の概要>

募集人に騙されて転換したことを理由に、転換の取消し等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成5年8月に契約した個人年金保険（契約①）を、平成17年10月に利率変動型積立型終身保険（契約②）に転換し、その後、契約②は複数回の保障見直しや減額手続等を行ったが、以下の理由により、契約②を取り消して契約①を復旧するか、損害賠償として転換以降の保険料相当額を支払ってほしい。

- (1) 募集人に支払方法について相談しようとしたにもかかわらず、契約①を継続しながらそれを生かして入れると説明され、口頭の説明だけで誘導されて転換してしまった。
- (2) 募集人には、募集人であった親族が契約①を用意してくれたことや、この契約を大事に思っていて満期まで続けるという意思を伝えていた。
- (3) 転換によって自分が同意していない契約②に加入させられた、募集人が良いように組み立てた保険に自分がよくわからず印鑑を押すことがあった等、保険会社に不正があった。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人からお金が必要との連絡を受けたため、契約①を転換して、転換で生じる積立金を引き出す方法を提案した。契約①を継続しながら契約②に加入できるという説明はしていない。転換後も申立人が保障見直しや復活手続を行っていることは、転換が有効であることを前提とした行為である。
- (2) 申立人は、設計書を使った説明を受け、転換に関する事項が記載されている申込書に署名押印をしていること等から、重大な過失がある。
- (3) 申立人は、証券を見て契約①が消滅していることに気づき、そのうえで保険料払込、積立金の引出し、復活申込を行うことは、法定追認の適用がある。仮に適用がないとしても、転換後20年近くも転換を前提とした手続を行い、保障を享受しておきながら、今頃になって転換の無効を主張することは信義則に反する。
- (4) 募集人は、転換、保障見直しの際は、必ず設計書を用いて説明している。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本契約締結時の説明状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。